

## 身体的拘束最小化推進体制加算について

当院では、患者様の尊厳と権利を守るため身体的拘束を原則として、行わない方針としております。

やむを得ず身体拘束を実施する場合には、法令・指針に基づき多職種で検討のうえ必要最小限とし、早期解除に努めています。

また、身体的拘束最小化推進のため、委員会活動、職員研修、定期的な評価、見直しを行っています。

「直近の身体的拘束実施割合」

2.4%(令和8年2月～4月実績)